

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

雫石町長 猿 子 恵 久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 鶯宿・南畑地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 31 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 16

法人 1 経営体

個人 15 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はいるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 高齢化などによる人手不足のため農作業受委託が行われているが、今後は中心となる経営体などへの農地集積へ方向転換する。
- 農業後継者不足ではあるが、後継者への経営継承を機に新たに野菜や花卉に取り組むよう経営の複合化を進める。
- 既存の施設を活用した農産物や山菜の販売にとどまらず、これらを使った加工食品の製造・販売を行うなど 6 次産業化を推進する。